

## 自動精算機取扱いに関する覚書（VISA・Master用案）

広島市立病院機構（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、自動精算機によるカード決済に関し、甲乙間で平成 年 月 日付で締結した「契約書」（以下「原契約」という）に付帯して下記の通り覚書を交換する。

### 記

#### 第1条（自動精算機によるカード決済）

自動精算機によるカード決済は、全件オンラインシステムを利用してリアルタイムでクレジットカードの有効性確認・乙へのカード決済の承認取得・売上票の作成・乙への売上データの送信（以下総称して「オンライン処理等」という）を自動的に行う、広島市民病院内に設置された加盟店端末装置（以下「自動精算機」という）を使用し行うものとする。

#### 第2条（自動精算機、情報処理センターの指定）

1. 甲は以下に定める自動精算機およびオンライン処理等を行う際に利用するセンター（以下「情報処理センター」という）を介して自動精算機によるカード決済を行うものとする。
  - ・自動精算機 : アルメックス社製
  - ・情報処理センター : クレピコセンター
2. 甲は前項に記載した自動精算機、情報処理センターの変更等を行う場合、事前に乙へ変更等の内容を通知し乙の承諾を得るものとする。

#### 第3条（無効カード）

1. 甲は原契約の定めに基づく無効カードの照会を、甲及び乙の認めた自動精算機を使用して自動的に行うものとする。
2. 乙は緊急を要する場合に甲に無効カードの追加を依頼することができ、甲は速やかに当該カードの無効手続きを行うものとする。

#### 第4条（カード取扱い売上票の発行）

カード取扱い売上票には、会員番号、有効期限、カード会社名、利用明細、利用合計額、利用年月日、支払い種別及び甲の社名（営業店名）を必ず明記するものとする。

#### 第5条（自動精算機によるカード決済の種類）

1. 甲が会員に対して行うことができる支払方法は、「1回払い」もしくは「2回払い」とする。
2. 甲が、自動精算機によるカード決済で取扱うことができる代金は、広島市民病院における患者の診療費及び文書料等とする。

## 第6条（自動精算機によるカード決済の方法）

1. 甲は自動精算機によるカード決済を行う場合、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、カード決済を行うものとする。
2. 乙より自動精算機によるカード決済への承認が得られない場合、甲は当該会員に対する自動精算機によるカード決済は行わず、原契約の定めに従いカード決済を行うものとする。

## 第7条（自動精算機によるカード決済の限度額）

甲が会員に対して行うことができる自動精算機によるカード決済の限度額は、1人1回税金、送料等を含み200万円（以下）とする。この限度額を超える場合については、すべて原契約の定めに従うものとする。

## 第8条（立替払）

乙から甲への立替払は、原契約の定めに従うものとする。

## 第9条（手数料）

自動精算機によるカード決済において甲が乙に支払う手数料は、原契約第11条に定める手数料に従うものとする。

## 第10条（立替払い契約の取消）

乙は、原契約第14条第1項各号に定める事由に追加して、本覚書並びに原契約に基づき立替払を行った後、次に掲げる事項が生じた場合、承認番号取得の有無にかかわらず、当該立替払契約を取消し、または解除できるものとする。

- (1) 本覚書並びに原契約に違反して自動精算機によるカード決済を行った場合
- (2) 乙、乙が加盟または提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社、または乙と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するカードの利用に関し、当該利用分につき会員が支払を拒絶、または支払に関し異議を述べた場合

## 第11条（磁気テープ仕様及び作成条件）

磁気テープ仕様、作成条件又はデータ伝送方式については、甲、乙別途協議の上定めるものとする。

## 第12条（売上票の保管）

1. 甲は自動精算機によるカード決済の売上票を、売上日から7年間保管するものとする。
2. 甲は前項に定める売上票の閲覧または提出を乙から請求された場合、速やかにこれに応じるものとする。

### 第13条（自動精算機が使用不能の場合）

自動精算機の故障及び回線の障害等により、カード決済の運用が不能となった場合には、すべて原契約の定めに従いカード決済を行うものとする。

### 第14条（協議事項）

1. 本覚書に定めのない事項で、自動精算機によるカード決済を行う上で必要な事項が生じた場合は、甲、乙別途協議の上これを定めるものとする。
2. 不正使用の多発等異例事態が発生した場合には、カード決済の限度額等本覚書にて定める運用条件・方法の見直しについて、速やかに甲、乙別途協議を行うものとする。

### 第15条（原契約並びに原契約に伴う覚書との関係）

本覚書の有効期限は1年間とする。但し、期間満了の3ヵ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がない時は、更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

尚、原契約が終了した場合には、本覚書も同時に終了するものとする。

本覚書の締結を証するために本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 広島市中区中町8番18号  
地方独立行政法人 広島市立病院機構  
理事長 影本正之

乙